

【速報】小児医療分野における「令和6年度診療報酬改定」について

今年、2年に一度の診療報酬（医療行為ごとに決められている医療費の公定価格）改定の年にあたります。2月14日、厚生労働省で第584回中央社会保険医療協議会総会が開催され、「令和6年度診療報酬改定」の内容が明らかになりました。

小児医療の分野では「子どもの成長・発達及び希望により付き添う家族等に配慮した小児入院医療体制の確保」の観点から ①保育士配置の評価の見直し、②看護補助者配置の評価の新設、③付き添う環境（食事・睡眠環境等）への配慮の3項目についても診療報酬の改定・新設が行われました（2ページ参照）。

すなわち、夜間を含め複数名の保育士や看護補助者を病棟に配置した場合、その費用を賄う報酬が小児病棟（医療機関）に追加で支払われるようになります。一方で、医療機関が小児入院医療管理料を得るためには、家族の食事や睡眠環境など付き添い環境に配慮することが求められています。

当団体では、2022年末に大規模調査（「入院中の子どもに付き添う家族の生活実態調査2022」／有効回答数3643人）を実施し、小児病棟における付き添いの実態について詳細に把握しました。そして2023年6月に国（こども家庭庁、厚生労働省）に要望書を提出し、大規模調査の結果をもとに、親が安心して入院中の子どもに付き添えるようにするには、医療機関における生活支援の充実が不可欠であることを強く訴えました。なかでも「食事・睡眠・見守り」の3点については最も優先されるべき生活支援であり、早急の対策が必要であると要望しました。

今回の診療報酬改定では、優先的課題である食事・睡眠・見守りの状況を解決するための対策がすべて盛り込まれており、当団体ではこれらの改定内容について高く評価しています。そして、何より「入院中であっても子どもの成長・発達に対する支援が行われ、かつ希望によって家族等が子どもに付き添う場合に家族等に過度な負担がかからない医療機関の体制を確保する」観点から診療報酬の改定が行われたことは小児の入院医療にパラダイムシフトをもたらす、本当に素晴らしい成果であると考えています。当団体が目指している“子どもと家族をまんなか”にした入院・付き添い環境改善の新しい扉がようやく開かれようとしています。

当事者の声を真摯に受け止め、異例のスピードで対応してくださった国および中央社会保険医療協議会、小児医療関係者の皆様に心より感謝いたします。また、当団体が国に要望書を提出するうえで貴重なデータとなりました大規模調査にご協力くださった当事者・経験者の皆様、そしてメディアや学術関係者の方々にも厚く御礼を申し上げます。

今回の診療報酬改定で報酬を得られる対象となるのは小児入院医療管理料を届け出ている860余りの医療機関です。この数は小児科を有する医療機関全体（2400余り）の約3分の1にあたります（2022年現在）。